

新型コロナウイルス感染症対策に関する決議

我が国では、本年1月、新型コロナウイルス感染症の最初の感染者が確認されて以降、多くの感染者が全国で確認され、3月後半から感染者が急増するところとなった。国は、4月7日、7都府県を対象として緊急事態宣言を発令、16日、全国に拡大したが、その後、感染拡大は収束する状況となり、緊急事態宣言は段階的に解除され、5月25日、全面解除となった。

7月以降、再び全国で感染者が急増する事態となり、現在は、減少に転じているが、今後、秋から冬にかけて、インフルエンザと同時期の感染拡大が懸念されるなど、国民の生活や経済活動に深刻な打撃を与えている新型コロナウイルス感染症の影響は、長期化が予想されている。

住民の生命、財産と生活を守ることは都市自治体の責務であり、新型コロナウイルス感染症対策に積極的に取り組んでいるところであり、今後とも国と連携を密にし、必要な措置を講じていくことが不可欠である。

よって、国においては下記の事項について、特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 国、地方を通じて極めて厳しい財政状況が見込まれる中、地方が安定的な財政運営を行うことができるよう一般財源総額の確保に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症対策として都市自治体が行う各種対策に要する費用について、十分かつ機動的な財政措置を講じること。
2. 感染拡大の防止、必要な病床数の確保を始めとする医療提供体制の充実・強化、社会経済活動の維持などの諸施策を都道府県及び市町村との緊密な連携のもと、一体となって推進するとともに、必要な情報を迅速かつ的確に提供すること。
3. PCR検査を充実させるとともに、治療薬やワクチンの早期開発と供給体制の整備を図ること。また、受診抑制による患者数の減少等によって経営が圧迫されている公立病院を始めとする医療機関（民間を含む。）の安定的な経営を確保するために必要な財政措置や経営支援措置を講じるなど医療提供体制の確保を図ること。

以上決議する。

令和2年10月2日

愛知県市長会